

# 兵庫県公報

平成21年 3月23日 月曜日 第 2065 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	3
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 保安林の指定の予定通知（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 土地区画整理組合の設立認可（市街地整備課）	5
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（同）	6
○ 西播都市計画公園事業の認可（公園緑地課）	6
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	6
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（阪神南県民局）	7
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	8
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	8
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	8
<b>公安委員会規則</b>	
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	10
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	11
<b>正 誤</b>	
○ 平成20年10月28日付け兵庫県公報号外中	11

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）

子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための体制強化等により、県民の要望に応える警察活動をより一層強力に推進するとともに、効率的な組織運営を図るため、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

### ●警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）

勤務の特殊性及び国の同種の手当額の改正を考慮し、警察職員に支給する特殊勤務手当額等について、所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 御津西部土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
------	-----	-----

理 事	横 川 正	たつの市御津町岩見1062番地 3
同	都 倉 良 太	同 市御津町釜屋240番地
同	井 口 勉	同 市御津町釜屋535番地 4
同	西 井 機	同 市御津町朝臣885番地
同	地 内 清	同 市御津町朝臣444番地 2
同	堀 義 範	同 市御津町岩見210番地 3
同	井 口 淳	同 市御津町岩見66番地
同	濱 久 一	同 市御津町岩見88番地
同	吉 田 忠 彦	同 市御津町岩見787番地
同	箕 田 孝 行	同 市御津町岩見 6 番地 4
同	乘 鞍 勇	同 市御津町岩見1048番地
同	尾 上 勝	同 市御津町岩見959番地
同	平 野 敏 明	同 市御津町釜屋466番地
同	三 輪 学	同 市御津町釜屋304番地
同	塩 谷 博	同 市御津町黒崎729番地 4
同	山 本 久 夫	同 市御津町黒崎214番地 7
監 事	堀 功	同 市御津町岩見75番地
同	吉 田 忠 夫	同 市御津町岩見949番地
同	永 井 清 則	同 市御津町釜屋365番地 4

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	横 川 正	たつの市御津町岩見1062番地 3
同	都 倉 良 太	同 市御津町釜屋240番地
同	井 口 勉	同 市御津町釜屋535番地 4
同	西 井 機	同 市御津町朝臣885番地
同	地 内 清	同 市御津町朝臣444番地 2
同	堀 義 範	同 市御津町岩見210番地 3
同	井 口 淳	同 市御津町岩見66番地
同	濱 久 一	同 市御津町岩見88番地
同	吉 田 忠 彦	同 市御津町岩見787番地
同	箕 田 孝 行	同 市御津町岩見 6 番地 4
同	乘 鞍 勇	同 市御津町岩見1048番地
同	尾 上 勝	同 市御津町岩見959番地
同	平 野 敏 明	同 市御津町釜屋466番地
同	三 輪 学	同 市御津町釜屋304番地
同	塩 谷 博	同 市御津町黒崎729番地 4
同	山 本 久 夫	同 市御津町黒崎214番地 7
監 事	堀 功	同 市御津町岩見75番地
同	吉 田 忠 夫	同 市御津町岩見949番地
同	永 井 清 則	同 市御津町釜屋365番地 4

2 小野西土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	富 田 正 一	小野市葉多町613番地
同	神 生 吉 廣	同 市敷地町836番地
同	中 村 雅 明	同 市王子町233番地
同	井 上 保 雄	同 市葉多町598番地
同	富 田 隆	同 市鹿野町2237番地
同	廣 瀬 宗 男	同 市高田町1158番地
同	井 上 豊 彦	同 市古川町506番地

同	岡 田 要	同 市住永町126番地の 4
同	井 上 清	同 市敷地町883番地の 1
同	友 藤 光 郎	同 市喜多町411番地
同	小 林 弘 幸	同 市高田町887番地の 3
同	藤 原 博 示	同 市古川町416番地
監 事	藤 本 仁 史	同 市敷地町854番地
同	藤 原 一 男	同 市古川町146番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 上 保 雄	小野市葉多町598番地
同	岡 田 要	同 市住永町126番地の 4
同	藤 本 仁 史	同 市敷地町854番地
同	藤 原 博 示	同 市古川町416番地
同	藤 原 茂	同 市古川町349番地
同	友 藤 光 郎	同 市喜多町411番地
同	廣 瀬 忠 昭	同 市高田町1238番地の 1
同	大 西 清 文	同 市高田町1205番地
同	富 田 隆	同 市鹿野町2237番地
同	藤 本 昌 利	同 市敷地町903番地
同	中 塚 薫	同 市王子町214番地
同	富 田 政 已	同 市葉多町368番地
監 事	井 上 昭五郎	同 市古川町581番地の 1
同	廣 瀬 仁 玖	同 市高田町955番地



兵庫県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成21年 3 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町 の 名 称	地 区 名
佐用町	大坪地区



兵庫県告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成21年 3 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
神戸市中央区神戸港地方字口壺里山1の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (i) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局地域振興部神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第313号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成21年 3 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
神戸市兵庫区平野町字天王谷奥東服山264の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局地域振興部神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第314号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
平成21年 3 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市山崎町高下字池ノ谷143の18から143の22まで、143の40、字保工165の1から165の6まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字池ノ谷143の18・143の20・字保工165の1・165の3から165の5まで(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局地域振興部龍野農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第315号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 3 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市山崎町段字亀ヶ尾827の2・827の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、827の21、827の23
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局地域振興部龍野農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第316号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 3 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間  
平成21年 3 月 6 日から同月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市



**兵庫県告示第317号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、三木市加佐土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成21年 3 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称  
三木市加佐土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成21年 3 月 23 日から平成25年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区  
三木市加佐字西ノ芝、字八ヶ坪、末広二丁目、平田字カゲノキの各一部
- 4 事務所の所在地  
三木市上の丸町10番30号（三木市役所内）
- 5 設立認可の年月日  
平成21年 3 月 6 日

6 事業年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

7 公告の方法

三木市役所の掲示場に掲示して行う。



**兵庫県告示第318号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、加東市天神東袴鹿谷土地区画整理組合の事業計画の変更を平成21年 3 月 6 日に認可した。

平成21年 3 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**兵庫県告示第319号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成21年 3 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

赤穂市

2 都市計画事業の種類及び名称

西播都市計画公園事業

3. 3. 203号 野中・砂子公園

3 事業施行期間

平成21年 3 月 23 日から平成31年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

赤穂市北野中字上長田及び字下長田並びに字新田 地内

(2) 使用の部分

なし

公 告

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年 3 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市山手町119番 2、120番

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区伊藤町111番地

株式会社兼北 代表取締役 北 川 己代治

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年 5 月 22 日

兵庫県指令神南（建）第 1 - 10 - 2 号（18芦屋）

2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町島田字村前665番 1

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市誉田町広山428番地の 3

株式会社西村興産 代表取締役 西 村 豊代美

(3) 許可年月日及び許可番号

平成21年2月26日

兵庫県指令西播（建）第1-11-2号（20たつの）



#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年3月23日

阪神南県民局長 青 山 善 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）万代西宮山口町店  
所在地 西宮市山口町上山口三丁目56ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社万代  
代表者の氏名 加 藤 徹  
住所 大阪市生野区小路東三丁目10番13号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社万代  
代表者の氏名 加 藤 徹  
住所 大阪市生野区小路東三丁目10番13号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年10月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,580平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
126台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
80台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
66平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
38.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から翌午前0時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から翌午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口4箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成21年2月20日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

- (2) 縦覧期間  
平成21年 3 月 23 日から 4 月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成21年 7 月 24 日
  - (2) 提出先  
阪神南県民局県土整備部まちづくり課  
〒660-0892 尼崎市東難波町 5 丁目 15-13

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条において準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 23 日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

2 老人ホームの表伊丹市の項中

「

有料老人ホーム アミーユ伊丹荒牧	同 市荒牧南 4 丁目 6-1
------------------	-----------------

」

を  
「

有料老人ホーム アミーユ伊丹荒牧	同 市荒牧南 4 丁目 6-1
有料老人ホーム サンシティパレス 塚口	同 市車塚 1 丁目 32-7

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成21年 3 月 23 日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数                    90,863

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数                    823,855



兵庫県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を



有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成21年3月23日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上寿浩

(選 挙 区 名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	55,144
神戸市灘区	34,581
神戸市中央区	32,057
神戸市兵庫区	30,577
神戸市北区	61,167
神戸市長田区	27,837
神戸市須磨区	46,042
神戸市垂水区	60,984
神戸市西区	65,401
姫路市	133,709
尼崎市	127,210
明石市	78,792
西宮市	125,750
洲本市	13,667
芦屋市	25,816
伊丹市	52,296
相生市	8,947
豊岡市	24,200
加古川市	71,288
龍野市	10,903
赤穂市及び赤穂郡	18,766
西脇市	9,864
宝塚市	61,042
三木市	22,669
高砂市	25,639
川西市及び川辺郡	52,075
小野市	13,196
三田市	29,379
加西市	13,134
篠山市	12,317
養父市	7,717
丹波市	19,007
南あわじ市	14,421
朝来市	9,375
淡路市	13,794
宍粟市	11,865
加東市	10,669
多可郡	8,597
加古郡	17,761
飾磨郡	7,463
神崎郡	12,601
揖保郡	19,982

佐 用 郡 5,702  
美 方 郡 10,613

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年 3 月 23 日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 倉 修 悟

兵庫県公安委員会規則第 2 号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。  
第10条第13号中「被害者対策」を「被害者支援」に改める。

第11条中第 5 号を削る。

第13条中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とする。

第22条中第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 通訳及び翻訳に関すること。

第23条第 4 号中「暴力団排除活動」を「暴力排除活動」に改める。

第24条中「5 課」の右に「及び 1 隊」を加え、「少 年 捜 査 課」を「少 年 捜 査 課 生活安全特別捜査隊」に改める。

第28条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(生活安全特別捜査隊)

第28条の 3 生活安全特別捜査隊においては、子どもと女性を犯罪から守る活動及び生活安全部長が指定する事犯の取締りに当たる。

第30条第 2 号を次のように改める。

(2) 地域警察に関すること（地域指導課の所掌に属するものを除く。）。

第31条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第46条第 2 項中第 4 号を削り、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

(4) 警察署（神戸市の区域内の警察署に限る。次号において同じ。）の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。

(5) 警察本部と警察署及び警察署相互の間における業務の連絡調整に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、本部長が命ずる事項に関すること。

第46条の次に次の 1 条を加える。

(方面本部)

第46条の 2 兵庫県警察の管轄区域を次の表のとおり 4 方面に区分し、阪神方面の区域に阪神方面本部を、東播・淡路方面及び西播・但馬方面の区域に播磨方面本部を置く。

名 称	区 域
神 戸 方 面	東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸水上、神戸西、神戸北及び有馬の各警察署の管轄区域
阪 神 方 面	芦屋、西宮、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚、三田、篠山及び丹波の各警察署の管轄区域
東播・淡路方面	明石、三木、社、加西、西脇、加古川、高砂、洲本、淡路及び南あわじの各警察署の管轄区域
西播・但馬方面	姫路、飾磨、網干、福崎、たつの、相生、赤穂、佐用、宍粟、朝来、養父、豊岡南、豊岡北及び美方の各警察署の管轄区域

2 阪神方面本部は伊丹市伊丹 1 丁目に、播磨方面本部は姫路市土山 2 丁目に置く。

- 3 阪神方面本部及び播磨方面本部（以下「方面本部」という。）においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 警察署（担当する方面の区域内の警察署に限る。次号において同じ。）の業務運営及び組織運営に関する指導に関する事。
  - (2) 警察本部と警察署及び警察署相互の間における業務の連絡調整に関する事。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が命ずる事項に関する事。

第50条の3第2項中「担当事務を処理する」を「所属の」に改める。

第52条第2項中「第13条各号（第5号を除く。）」を「第13条第1号及び第2号」に改め、同条第3項中「第13条第5号」を「第13条第3号」に改める。

第53条の次に次の1条を加える。

（方面本部長）

第53条の2 方面本部に、方面本部長を置く。

2 方面本部長は、命を受け、方面本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第54条第2項中「学校の」を「所属の」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月23日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

**兵庫県公安委員会規則第3号**

**警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表条例第2条第1項第16号の3の作業の項中「若しくは皇太子妃」を「、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王」に、「昭和40年国家公安委員会規則第3号」を「平成6年国家公安委員会規則第18号」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**正 誤**

○平成20年10月28日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県告示第1077号の23（平成4年兵庫県告示第1541号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
28	名称欄中	上南加古川特定猟具使用禁止区域	氷上南加古川特定猟具使用禁止区域